

運営規則

第 1 章 目的

第 1 条

本規則は、定款 16 条、第 3 項、第 17 条、第 6 項、第 19 条、第 3 項、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、並びに第 52 条の規定により、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 役員を選任

第 2 条

この法人の役員は、次のように選任する。

- 1、次期理事長は、別に定める「社団法人習志野青年会議所理事長選出規則」の定めるところによる。
- 2、次期監事並びに次期専務理事は、正会員の中から次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。
- 3、次期理事長、次期顧問、次期監事、次期専務理事を除く次期理事は本則 10 条で規定する副理事長 3 人、室長 4 人、委員長 6 人、事務局長 1 人、財政局長 1 人がこれにあたる。
- 4、次期理事長、次期監事、次期専務理事を除く次期理事は本規則 10 条で規定する副理事長 3 人、委員長 7 人がこれにあたる。

第 3 章 顧問を選任

第 4 条

定款 23 条により選任された顧問は、総会の承認を得なければならない。

第 4 章 役員職務

第 4 条

この法人は定款 17 条に定める事項の他、次の職務を有する。

1、理事長

- (1)この法人の代表者として、対外的な発言をし全ての事業の総括責任をもつ。
- (2)社団法人日本青年会議所総会、社団法人日本青年会議所全国大会における全国理事長会議、関東地区協議会会員会議所会議及び千葉ブロック協議会会員会議所会議に出席し、この法人の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

2、副理事長

- (1)理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する。

3、専務理事

- (1)理事長を補佐し、庶務を掌握し、又、理事会の会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

4、理事

- (1)この法人の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認する。

第 5 章 出席

第 5 条

1、3 ヶ月ごとに、正会員の出席率を発表し、年間実質出席率の最低限界を 30%とする。実質出席率とは、総会、例会の出席率をいい、新入会員の場合は委員会の出席率も含む。

2、会員は、全ての会合に置いて、欠席、遅刻、早退する場合は必ず届け出ること。

3、下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長あて文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各 1 回を加えて、報告書の受理されたときに出席率を算出する。但し、主催者側若しくは当該委員長の承認を必要とする。

(1) JCI 諸会議。

(2) 全国会員大会、各地区全国大会、各ブロック会員大会。

(3) 各地域青年会議所の認証伝達式及び記念式典。

(4) 各地域青年会議所例会。

(5) 本会議所の理事会で認めた行事。但し、上記(1)～(4)の会合は数日間に亘って開催される会合は 1 回として扱う。

4、病気(要医師の診断書)及び海外出張のため、長期間にわたり出席不可能の場合は休会として出席の義務は免除する。但し、休会届理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。

5、この法人は公務のために、あらかじめ届出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は、出席したのものと扱う。

6、正会員はすべての会合に出席する際には、原則として上衣を着用し、JC バッジ、ネームプレートを使用しなければならない。

7、会合の出席は、規定用紙に署名することを原則とする。

第 6 章 例会、定例理事会

第 6 条

例会は、毎月原則として第一水曜日に開催する。

1、例会の日時、場所、行事等の変更は、理事会で決議し例会開催予定日の 7 日前までに文書で会員に通知する。

2、例会の設営と進行は、例会担当委員会の持ち回りとする。

3、委員会の議決は、理事会の承認を得てこの法人の議決事項とすることができる。

第 7 条

定款 31 条第 3 項の規定にかかわらず、定例理事会は、原則として毎月第三水曜日に開催する。

2、委員長に事故あるときは、その任務を副委員長が代行し、予め委任状を監事に提出し承認を得た上で理事会において議決権を認められることが出来る。

第 7 章 室会及び委員会

第 8 条

定款 52 条に基づき、この法人の目的達成に必要な事業を調査、研究、実施するために次の室、委員会を設置する。

1、総務室

(1) 総務広報委員会

2、創造室

(2) 青少年健全育成委員会

- (3) 会員拡大委員会
- 3、政策室
- (4) 政策推進委員会
- 4、開発室
- (5) 社会開発委員会
- (6) 会員研修委員会

第9条

委員会には、委員長1人、副委員長1人、及び委員を置く。

次期委員長は、正会員のうちから次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。

次期副委員長及び委員は、正会員のうちから次期理事長が推薦し、総会の承認を得て任命しなければならない。

第10条

副理事長は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得て、これにあたり、委員会活動の助言、指導を行い、円滑に運営を図る。

室長は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得て、これにあたり、副理事長、専務理事の補佐をするともに、担当室の運営を総括し、委員会活動の助言、指導を行い、円滑に運営を図る。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

第11条

委員会は、委員長が予め内容、日時、場所等を各委員に通知して召集するものとする。

第12条

委員会は、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

第13条

委員長は、必要と認めた場合には委員以外他の会員の出席を求めることが出来る。

第14条

各委員会の職務分掌は、原則として次の通りとする。

1、総務広報委員会

- (1) 総会及び理事会開催に関すること。
- (2) 会員携行品に関すること。
- (3) 法人運営手続きに関すること。
- (4) 定款、諸規則、諸規定に関すること。
- (5) 慶弔に関すること。
- (6) 特別会員、卒業生との連絡調整。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 会議資料の管理。
- (9) 広報に関すること。
- (10) ホームページ運営に関すること。
- (11) グループウェア管理に関すること。

(12)褒賞申請に関すること。

(13)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

2、青少年健全育成委員会

(1)青少年健全育成に関すること。

(2)青少年地域ネットワークに関すること。

(3)京都会議に関すること。

(4)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

3、会員拡大委員会

(1)会員拡大に関すること。

(2)会員交流事業に関すること。

(3)ASPAC に関すること。

(4)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

4、政策推進委員会

(1)地域政策に関すること。

(2)地域ネットワークに関すること。

(3)サマーコンファレンスに関すること。

(4)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

5、社会開発委員会

(1)市民まつりに関すること。

(2)社会開発事業及び関係官庁、団体、機関との連絡調整。

(3)世界会議に関すること。

(4)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

6、会員研修委員会

(1)総合的人間力に基づく会員の資質向上に関すること。

(2)新入会員研修に関すること。

(3)全国会員大会に関すること。

(4)第 39 回千葉ブロック会員大会への支援・協力。

第 8 章 褒 賞

第 15 条

この法人における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体、及び委員会に対して理事会の決定により行う。但し、褒賞の方法については、別に「社団法人習志野青年会議所褒賞規定」を定める。

第 9 章 雑 則

第 16 条

本規則の改廃は、総会において行う。但し、第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条の改廃については、総正会員数の 4 分の 3 以上の議決を得なければ改廃することが出来ない。

第 17 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の議決を持って定める。付 則

1.本規則は、昭和 62 年 10 月 21 日より施行する。

2.昭和 62 年 10 月 21 日 一部改正、昭和 63 年 1 月 1 日 より施行

- 3.昭和 63 年 10 月 19 日 一部改正、昭和 64 年 1 月 1 日 より施行
- 4.平成 2 年 10 月 日 一部改正、平成 3 年 1 月 1 日 より施行
- 5.平成 3 年 10 月 日 一部改正、平成 4 年 1 月 1 日 より施行
- 6.平成 4 年 10 月 28 日 一部改正、平成 5 年 1 月 1 日 より施行
- 7.平成 6 年 10 月 日 一部改正、平成 7 年 1 月 1 日 より施行
- 8.平成 7 年 10 月 2 日 一部改正、平成 8 年 1 月 1 日 より施行
- 9.平成 9 年 9 月 3 日 一部改正、平成 10 年 1 月 1 日 より施行
- 10.平成 10 年 9 月 2 日 一部改正、平成 11 年 1 月 1 日 より施行
- 11.平成 11 年 8 月 8 日 一部改正、平成 12 年 1 月 1 日 より施行
- 12.平成 12 年 8 月 2 日 一部改正、平成 13 年 1 月 1 日 より施行
- 13.平成 13 年 9 月 5 日 一部改正、平成 14 年 1 月 1 日 より施行
- 14.平成 16 年 9 月 1 日 一部改正、平成 17 年 1 月 1 日 より施行
- 15.平成 17 年 9 月 7 日 一部改正、平成 18 年 1 月 1 日 より施行